

(別 紙)

3月末までに「カビ状の異物」のアフラトキシンB₁の分析結果が判明したもの

カビ状の異物の発見日	種 類	アフラトキシンB ₁ の 分析結果
平成20年11月10日	アメリカうるち精米(18年度輸入分)	陰性
平成20年11月19日	アメリカうるち精米(19年度輸入分)	陰性
平成20年11月28日	ベトナムうるち精米(18年度輸入分)	陰性
平成20年12月10日	ベトナムうるち精米(19年度輸入分)	陰性
平成20年12月10日	アメリカうるち精米(19年度輸入分)	陰性
平成20年12月11日	アメリカうるち精米(15年度輸入分)	陰性
平成20年12月11日	アメリカうるち精米(19年度輸入分)	陰性
平成20年12月12日	タイもち砕精米(19年度輸入分)	陰性
平成20年12月15日	タイもち砕精米(19年度輸入分)	陽性(0.80 ppm)
平成20年12月17日	タイうるち砕精米(19年度輸入分)	陰性
平成20年12月18日	アメリカうるち精米(19年度輸入分)	陰性
平成20年12月18日	ベトナムうるち精米(18年度輸入分)	陰性
平成20年12月22日	アメリカうるち精米(19年度輸入分)	陰性
平成20年12月25日	タイうるち精米(19年度輸入分)	陰性
平成20年12月26日	アメリカうるち砕精米(19年度輸入分)	陰性
平成21年1月5日	タイもち砕精米(20年度輸入分)	陰性
平成21年1月8日	タイうるち砕精米(18年度輸入分)	陰性
平成21年1月9日	ベトナムもち砕精米(18年度輸入分)	陰性
平成21年1月14日	アメリカうるち精米(19年度輸入分)	陰性
平成21年1月22日	アメリカうるち砕精米(19年度輸入分)	陰性

注1 食品衛生法における穀類等のアフラトキシンB₁の規制では、食品衛生法に基づく通知に示す食品中のアフラトキシンの試験法に規定する高速液体クロマトグラフィーによる分析において、アフラトキシンB₁標準液 0.01 ppm 相当濃度の測定ピークの高さ又は面積を上回る場合を陽性と判断している。(「カビ毒(アフラトキシン)を含有する食品の取扱いについて」(平成14年3月26日食監発第0326001号厚生労働省食品保健部監視安全課長通知(平成20年7月28日最終改正))

注2 は、昨年12月8日以前に発見され、分析中だったもの。

注3 この他に、平成20年12月9日に「カビ状の異物」が発見されたアメリカうるち精米(18年度輸入分)があるが、これについては、アフラトキシンB₁の分析結果が陰性であった旨、21年1月14日に公表済みである。